

権密顧問官 野村吉三郎

権密院議長男爵銭木貴太郎殿

綜合計畫局戰時物價部臨時設置制外二件
審查報告

昭和二十年三月二日

委員長

南(弘)顧問官

委員

朝顧問官

三土顧問官

泉二顧問官

深井顧問官

南(太郎)顧問官

百武顧問官

西

综合計畫局戰時物價部臨時設置制外二
件審查報告

今回御諮詢、綜合計畫局戰時物價部臨時設置
制、農商省官制中改正ノ件及農商省要員局臨時
設置制一付本官等審查委員タルノ命ヲ承ケ客
月二十八日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官
ノ説明ヲ聽キ以テ之ガ審查ヲ遂ゲタリ

今木案各件ノ要旨ヲ述グレバ次ノ如シ

第一 綜合計畫局戰時物價部臨時設置制
當局大臣ノ説明ニ依レバ現下ノ物價行政ハ

生活必需物資ニ付テハ農商省軍需物資ニ付
テハ軍需省、資金及醫藥品ノ價格等ニ付テハ
厚生省、運價及車輛船舶等ノ價格ニ付テハ運
輸通信省ト云フガ如ク各省ニ於テ夫々所管
物資等ノ價格形成ニ關スル事務ヲ掌リ又通
貨部面ニ付テハ大藏省ニ於テ之ヲ擔當シ更
ニ物價ニ關スル基本的綜括的事項ニ付テハ
度商省ニ於テ之ヲ司掌シ居レリ然ルニ戰局
ノ推移ト共ニ物價問題ハ漸次深刻ナル様相
ラ呈シ來レルヲ以テ政府ニ於テハ戰爭遂行

ノ基盤タル經濟秩序ヲ維持シ戰時經濟ノ計
畫的運營ヲ確保セんが爲此ノ際新ナル決意
ノ下ニ物價政策ヲ益々強化シ一層綜合的見
地ヨリ關聯施策ヲ統一推進スルノ必要ヲ認
ムルニ到レリ仍チ先づ内閣ニ戰時物價審議
會ヲ設ケ民間ニ於ケル權威者ヲ其ノ委員ニ
委嘱シ以テ戰時物價政策ニ關スル中権的審
議機關ヲラシメ更ニ物價一般ニ關スル事務
ハ内閣ニ於テ一層綜合的ニ且強力ニ之ヲ實
施スルヲ適當ナリトシ今回綜合國力ノ擴充

運用ニ關スル企畫、調整統一等ノ事務ヲ擔任
スル総合計畫局ヲシテ其ノ固有事務ト緊密
ニ連繫ヲ保チツ司掌セシムコトトシ茲
ニ本案ヲ以テ臨時ニ同局ニ戰時物價部ナル
一部局ヲ新設セントス
次ニ本案ノ内容ヲ説明スレバ左、如シ
(一)臨時ニ総合計畫局ラシテ物價一般ニ關ス
ル事務ヲ掌ラシムモノトシ之ガ爲同局
ニ戰時物價部ヲ置ク(株)
(二)臨時ニ総合計畫局ニ部長一人ノ外參事官

書記官、事務官(錄)、理事官、技師、屬及技手各若干
千人ヲ置キ戰時物價部ニ屬セシムモノ

トス(株ニ)

第二 農商省官制中改正ノ件

今般前述ノ如ク戰時物價政策ノ強力ナル遂
行ヲ期スル爲物價一般ニ關スル事務ハ之ヲ
綜合計畫局へ移管スルコトト爲レルラ以テ
本案ヲ以テ農商省官制ノ規定ニ改正ラ加ヘ
農商大臣ノ管理事務中ヨリ右ノ事務ヲ削除
スルト共ニ物價局ハ之ヲ廢止シ其ノ管掌事

界ノ中所營物資ノ物價統制ニ關大々事務ハ
之ヲ總務局ニ日用品ニ關スル事務、之ヲ生
活物資局ニ夫々被管タルコトトシ又食糧其
ハ他重要農林畜水產物、者產ヲ確保セシム
爲ニハ士ニ關スル勞務ノ確保増強ト共ニ
料其ノ化農林畜水產業ノ經營上必要ナル物
資ノ確保ヲ圖ヘコト緊要ナルヲ以テ今日此
等ノ資材ニ關スル行政ノ強力適確ナル運營
ヲ期セシムが爲同省ニ資材局ナル一部局ヲ新
設シ現在總務局及農政局ニ於テ分掌セル農

林畜水產業用資材ニ關スル事務立ニ之ト密
接ナル關聯ヲ有スル油脂ニ關スル事務ヲ統
合掌理セシメントス
今本案ノ内容ヲ説明スレバ左ノ如シ
(一)農商大臣ノ管理事務中ヨリ物價一般ニ關
スル事務ヲ削除ス
(二)物價局及其ノ所掌事務ヲ削リ新ニ資材局
ヲ設ケ同局ニ於テハ肥料(化學肥料ニ付テ
ハ其ノ生產數量配給及消費)飼料其ノ他ノ
農林畜水產業ノ經營ニ必要ナル物資(纖維

工業品ヲ除ク及油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

モノトス(第三條及新)

(三)右ニ併ヒ總務局及農政局所掌事務ニシテ
要ナル加除ヲ施ス

第三 農商省要員局臨時設置制
農林畜水產業ニ必要ナル勞力ノ確保ハ近時
愈々困難ノ度ヲ加ヘ來レルニ他面食糧林産
物等ノ重要產物ノ増産ヲ圖ルハ現下突擊ノ
要務ト爲レルラ以テ之が生産ニ必要ナル勞
力ノ確保及活用ニ付テハ特ニ強力適確ナル

行政運營ヲ期スルノ要アリ仍チ今回本案ヲ
以テ新ニ臨時ニ農商省ニ要員局ヲ設ケ農業
要員、林業要員及水產要員ノ確保ニ關スル事
務ヲ掌ラシムルト共ニ從來總務農政、山林及
水產ノ各局ニ分屬セル事務ヲ統合一元的ニ
處理セシメントス
本案ノ内容ヲ説明スレバ左ノ如シ
〔農林畜水產業〕經營ニ必要ナル勞力ニ關
スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時ニ農商省ニ
要員局ヲ置クモノトス(新)

立候者ニ農商省ニ局長ノ外書記官事務官食料
部、農及牧牛各若干人ヲ五年要員局ニ屬セ
シシハセントス(總ニ)

株式会社本業二件ノ中第一、件ハ現下ノ情勢
ニ鑑シ物價政策、強化刷新ラ國ランガ為於前
農商省ニ於テ管掌セル物價一案ニ關スル事務
ラ内閣ニ移管シ之ヲ掌理スルモノ、第三ノ件ハ
合計監局内ニ新設セントスルモノ、臨時部局ラ總
右ノ移管二件ヒ農商省内ニ於ケル一部局ラ廢
止スルトキニ農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル

資料ニ關スル行政、強力適確ナル運營ラ期セ
ンガ為新ニ一部局ラ新設セントスルモノ、第三
ノ件ハ農林畜水産業ニ必要ナル勞力ヲ確保ス
ルトキニ之ニ關スル事務ラ一元的ニ處理セシム
メンガ為同省内ニ一臨時部局ラ新設セントス
ルモノニシテ孰レモ別ニ文障ナキモノト認ムシ
仍テ審查委員會ニ於テハ本案ノ三件ハ此ノ儘
可決セラレ然ルベキ旨全會一致ラ以テ議決シ
タリ

右審査ノ結果ラ報告ス

昭和二十年三月二日

審査委員長

権密顧問官

審査委員

権密顧問官

弘
忠造
英五
新熊
三郎
百武
南泉
三士
深井
惣之輔

権密院議長男爵木曾大郎殿

昭和二十年三月 日立案

書記官長 (印)

主筆 書記官 (印)

書記官 (印)

昭和十六年勅令第四十六號厚生省協
和官ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ件
外一件審査一報告
(別紙)通リ